

人往 第四一七號

懲戒處分に付せられた者の賃給等の取扱について

昭和二十三年四月五日

厚生省復員局長 課長

大藏省給與局長 敬

首題の件について別紙の通り大藏省給與局長から通知があつたので該
當者あらばこれによつて取扱ふことにせられたく命によつて通知する

通知先

局内部（課）、留業、船殘、各連絡局、各支部、各上陸地

（別紙）

給發 第三一三號

昭和二十三年四月二日

大藏省給與局長

0833

懲戒處分に付せられた者の俸給等の取扱については
標記の件については、別紙のように次官會議決定がなされたから、こ
れによつて取扱われたい。

(別紙)

懲戒處分に付せられた者の俸給等の取扱について

(昭和二十三年三月十三日次官會議決定)

今次の争議行爲又はこれに準ずべき行爲に關し懲戒處分に付せられた
者の俸給等の取扱については、各廳における統一をはかる必要がある
ので、次のように決定する
一 懲戒免官の場合

一 俸給

昭和二十三年三月十三日付政府通告書(以下通告書という)を受
諾する以前に懲戒免官となつた者については、官吏俸給令第五條の
規定により、免官された月分の俸給、暫定加給、暫定加給臨時増

0834

給、これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当の全額を支給すること。但し同盟罷業その他の争議行爲により執務しない日の俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当は、官吏俸給令第七條の二の規定により、當然これを減額すること。

通告書を受諾した後に懲戒免官となつた者については、昭和二十三年法律第十二號第四條第二項の規定により、免官された月分の暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当の全額を支給すること。但し所轄廳の長の許可なくして執務しない時間の暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当は、昭和二十三年法律第十二號第七條の規定により、當然これを減額すること。

2. 超過勤務手当

免官される以前に超過勤務のあつた者に對する超過勤務手当は通常の計算方法によつてこれを支給すること。

3. 家族手当

0835

免官された月分の臨時家族手当これに對する臨時勤務地手当及び臨時手当並びに暫定扶養手当及びこれに對する暫定勤務地手当は全額これを支給すること。

4 退職手当

退職手当は、退官、退職手当支給準則第一條第四號の規定により、これを支給しないこと

5 恩給

恩給は、恩給法第五十一條第一項の規定により、免官前引續いた在職につき、これを受ける資格を失うものであること。

6 共済給付

退職に關する共済給付は、當該共済組合に關し定められた夫々の規定により、これが全額を支給しないこと。

三 減俸の場合

1 俸給

通告書を受諾する以前にあつては、俸給、暫定加給、暫定加給臨

0836

時増給これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当を、通告書を受諾した後にあつては暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当を官吏懲戒令第五條の規定により夫々減額すること。前項により俸給、暫定俸給等を減額する場合の期間の計算は、懲戒處分に行された日の翌日から、これを起算し、減俸期間満了の日を以て、これを終ること。

2. 超過勤務手当

超過勤務手当算定の基礎となる給與は、前號により減額された俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当又は暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当によつて、これを計算すること。

3. 家族手当

臨時家族手当これに對する臨時勤務地手当及び臨時手当並びに暫定扶養手当及びこれに對する暫定勤務地手当はこれを減額しないこと。

0837

三 譴責の場合

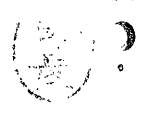
給與とは全然關係がないこと。

(備考)

雇傭人等であつて今次の争議行爲又はこれに準ずべき行爲に關し懲戒處分に準じた處分を受けた者の給料その他の給與についても官吏の場合に準じて取扱うこと

0838

認員



引揚連絡報第四號

擔任 藤野幸吉

昭和二十三年二月二十八日

連絡 誅

週
報
普
週

引揚連絡報 二月二十七日

霧班

英船テイワワ號が百四十名の日本人を乗せて本二十七日シンガポ
ールを出港する三月十日吳入港の隊定である。

0839

部長

人任 四三九號

元正規將校の一部を追放令から除外の件

昭和二十三年四月十三日

厚生省復員局人事課長

部長

資料整理部長殿

左の各號の者は新たに追放令から除外されたから通知する

追て職員中該當者あらば至急氏名を通報あり度

尙本除外に關する内閣正式通牒は到着次第新めて通知される豫定である

一専門學校以上の卒業者で陸軍依託學生又は生徒に採用せられ(又は採用

事務

せらるゝことなく直接一昭和十六年十二月八日以後現役各部將校に任用

一軍樂部將校

0840

部員

庶務

昭和二十三年四月

復員に關連ある官報掲載事項の一覽表

復員局總務課



業務實施の參考として、局内部課に配布する。取急ぎ作製した關係
上掲記洩れも多いかと思われるので、氣付の點を通報せられ度い。

0841

復員に關連する官報掲載事項の一覽表

昭和二三、四
復員局
總務課
發令の番號

昭和
年月日

掲載事項

陸運に關する職權移管を廢止(一) 八二〇三

大東亞省及び重需省廢止 八二六六

終戦連系事務局設置 八二二六

軍隊の行動其他軍機軍路に關する事項の新
聞紙掲載禁止(昭和十二年陸省令二四一)廢止 八二二八

内閣府本局設置 八三一

陸地測量部の内務省移管 八二〇一

ボツダム宣言受諾の詔書 八二〇二

降伏文書及び一級命令第一號の布告 八二〇一

第八十八回帝國議會開會 八二〇四

技術院廢止 八二〇四

第一、第二軍司令部、軍管區司令部及び
師團司令部の勤務等の件 八二〇六

警衛府設置 八二〇〇

警衛府分課及び編成規程 八二〇〇

陸軍省廢止 八二〇二

陸軍省護院に移管せらるる軍病院職員的身
分の件 八二〇二

大本營廢止 八二〇三

所謂「ボツダム緊急勅令」
各縣職員の臨時業務従事の件廢止 八二〇〇

大藏省に國有財産部臨時設置 九二二五

戰時官吏服務令及び文官懲戒或時特例を廢
止 九〇〇六

新聞紙等掲載制限令廢止 九〇〇六

略原内閣成立 九〇〇九

國防保安法等廢止 九〇〇二

軍機保護法施行規則等を廢止 九〇〇二

要塞地帯法等廢止 九〇〇三

0842

一〇一五	要塞規程法施行規則等廢止 第一、第二總軍司令部を第一、第二復員司令部と改稱
一〇一七	大赦令等公布
一〇二三	工場事業場管理法等を廢止
一〇二三	軍事特別措置法、義勇兵役法等廢止
一〇二四	軍用自動車補助法施行規則等廢止
一〇二四	終戦后内地に歸還し、未だ正式に除隊、召集解除等の手續を了していない軍人、軍屬等の留出及び取扱等の規定
一〇二四	大正十五年陸海省令第一號廢止
一〇二四	義勇兵役法施行規則及び國民義勇戦隊隊員給與等規則を廢止
一〇二五	陸軍軍需品の生産能力調査に關する件等廢止
一〇二六	外地銀行等の閉鎖
一一一	持壽金限度を規定
一一二	帝在郷軍人會令等廢止
一一六	右關係省令等廢止
一一、五	戦災復興院設置
一一、六	地方總監府廢止
一一、一三	陸海軍の復員に伴い不要となるべき勅令中、陸軍又は海軍に關する事項のみを規定するものは主務大臣の發する命令でこれを廢止し得る如く規定
一一、一五	陸軍省發給券整理部設置
一一、一六	陸軍造兵廠技能者養成所規程等廢止
一一、一六	連合軍より返還された物品の無償貸付及び譲與の件施行
一一、一六	兵役法等を廢止（但し、現に兵役に服する者の兵役に關しては、なお徴集の件を除き舊規定による。）
一一、一六	陸海軍の復員に伴い不要となる軍令等、昭

一〇一三	海省令四八
一〇一九	軍令四一九
一〇一七	勅令七九一五八二
一〇一三	勅令六〇一
一〇一三	本勅令六〇四
一〇二四	陸省令四九
一〇二四	陸省令五〇
一〇二四	海省令一〇
一〇二四	海省令二四
一〇二五	海省令五二、五三、五四
一〇二六	陸省令一
一一一	陸海省令一四
一一二	勅令六二一
一一六	勅令六二七
一一三	勅令六三二
一九	勅令六三一
一五	陸軍省令五三
一五	勅令六三三
一六	勅令六三四

0843

一、一〇	軍馬資源保護法等を廢止	一、二〇	右關係省令廢止	一、二〇	大東亞政務委員會設置	一、二〇	地方引揚接護局官制施行	一、二〇	引揚に關する行政事務の連絡調整の爲め、厚	一、二〇	引揚接護連合委員会設置	一、二〇	昭和三十二年法律第三十號（兵役關係）等を廢止	一、二〇	右略名稱及び位置決定（浦賀、磯鶴、吳、下瀬、柳多、佐世保、鹿兒島）	一、二〇	右出張所の名稱及び位置決定（浦賀、磯鶴、吳、下瀬、柳多、佐世保、鹿兒島）	一、二〇	陸軍士官學校令等（初令）及び陸軍諸學校生徒採用規則等（省令）を廢止	一、二〇	第八十九號會議	一、二〇	元帥府條例、軍事參謀院條例等を廢止	一、二〇	陸軍省を廢止し第一復員省設置	一、二〇	第一復員省官制	一、二〇	第一復員省官署官制	一、二〇	第一復員省官署及復員監部の支隊の名稱位置、管轄地域及び所管事項等を決定	一、二〇	第一復員省業務分限規程決定	一、二〇	臨時陸軍整理部令改正	一、二〇	王公族附陸軍武官官制を廢止	一、二〇	第一復員官及び第二復員官の任用に關する件	一、二〇	第一復員官及び第二復員官部内職官令を施行	一、二〇
------	-------------	------	---------	------	------------	------	-------------	------	----------------------	------	-------------	------	------------------------	------	-----------------------------------	------	--------------------------------------	------	-----------------------------------	------	---------	------	-------------------	------	----------------	------	---------	------	-----------	------	-------------------------------------	------	---------------	------	------------	------	---------------	------	----------------------	------	----------------------	------

0844

一三三〇	陸海軍天海組合等を廢止	一三三〇	勅令六八八
一三三〇	海軍特別會計の廢止	一三三〇	勅令六八九
一三三〇	海軍省の所管に係わるものは大藏大臣に おいて行う如くする。	一三三〇	勅令六九〇
一三三〇	第一復員隊及び第二復員隊司令部施行 右の施行に關する件	一三三〇	勅令六九一
一三三〇	従前の軍令中海軍大臣とあるは第一復員 大臣とする件施行	一三三〇	勅令六九二
一三三〇	諸法令廢止	一三三〇	勅令六九三
一三三〇	陸軍病院令等	一三三〇	勅令六九四
一三三〇	防務條例等	一三三〇	勅令六九五
一三三〇	軍令中參謀本部條例、教育總監部令、陸 軍大學校令、作威妥務令、等廢止	一三三〇	勅令六九六
一三三〇	大本營令、陸軍總監部令等廢止	一三三〇	勅令六九七
一三三〇	軍事保護院を保護院に改む	一三三〇	勅令六九八
一三三〇	右分限規程	一三三〇	勅令六九九
一三三〇	厚生省に移管せらるる陸軍病院及び海軍病 院の職員の身分に關する件施行	一三三〇	勅令七〇〇
一三三〇	國立病院、國立療養所の名稱及び位置を定 む。	一三三〇	勅令七〇一
一三三〇	同右入院、入所規程	一三三〇	勅令七〇二
一三三〇	兵器等製造事業特別助成法施行規則を廢止	一三三〇	勅令七〇三
一三三〇	第一復員部内の文官の割當に關する規定を 定む。	一三三〇	勅令七〇四
一三三〇	地方引揚接護局の名稱及び位置中改正	一三三〇	勅令七〇五
一三三〇	國家總動員法及び戦時緊急措置法廢止法を 公布（施行の期日は勅令）	一三三〇	勅令七〇六
一三三〇	石油業法等（自動車製造事業法、航空機製 造事業法、電需會社法等）廢止の法律公布（ 施行の期日は勅令）	一三三〇	勅令七〇七
一三三〇	死亡等に關する諸手続を完了せる軍人軍醫 中より生還者あつた際の届出に關する件	一三三〇	勅令七〇八

0845

三三〇
三三一
四
三三二
三三三
四一
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四

勅令、道令等廢止

濠洲、ニュージールランド及び東亞アジャ地
區より歸還する者の現金預り證に對する支拂
の件

國家總動員法、戰時緊急措置法廢止の件施
行

各縣職員制度改正
米穀通貨表示の現金預り證に對する支拂等
の件

復員に關する經費等の緊急支出
救職員關係追放令
同施行省令

傷兵院廢止
民事刑事裁判權等の持例
軍法會議法等廢止（但し、現に存する軍法
會議に關してはなお舊法による。）

附島嶼の指定
兵役法の經過的效力は未復員者に對しての
みとなる。（内地には軍人はなくなる。）

特定財産管理令
同規則

未歸還届の件
連合或財産の返還等の件
特許證の處分の制限

統帥所持禁止令
恩給法の特例中一部改正
右關係閣令
航空勤務者保護場金令等廢止

三二九
三三〇
一復省令六
一、二復省令二
一復達四共六

三三一
大藏告示一七八

三二九
勅令八一

四一
勅令二八九一、一九四
大藏告示二九七

四二六
勅令二四二
勅令二六三
共同省令一

五二六
勅令二六六等
勅令二七三、二七四
勅令二七八

五二八
復、司法省令
勅令二八四

五二四
勅令二八六

五二五
大藏省令六五
一復省令七

五三〇
勅令二九四
勅令三〇〇
勅令三〇四

六〇
勅令三〇九
勅令三〇九

0847

五三

日本憲法施行に伴う制度改正

總理廳官制

内閣官制等廢止

總理廳分課規定

陸軍刑法等を廢止

復員廳分課規程改正

舊陸軍部除臨時職員設置前に規定する官

の復歸に關する件

政職員追放令改正

片山内閣々員任命

終遠軍事課復員課となる

併廢情報局官制の一部を改正

追放令假指定の件

公共職業安定所の名稱位置等

労働省設置

労働基準法の一部施行

労働基準法施行規則

行政監察委員會設置

復員廳の部局に對する措置の件

労働基準法幾部の施行

失業手當法施行

最高裁判所裁判官國民審査法

特殊用途機械の改正の件

軍事審判法公布(一)施行)

凍冬手當支給の件

郵便法公布

地方自治法の一部改正(一)施行)

天復員給與法

同施行規則

法務廳設置法公布

警察法公布

0851

五三	日本憲法施行に伴う制度改正	五三
六〇	總理廳官制	六〇
六二	内閣官制等廢止	六二
六三	總理廳分課規定	六三
六四	陸軍刑法等を廢止	六四
六五	復員廳分課規程改正	六五
六六	舊陸軍部除臨時職員設置前に規定する官	六六
六七	の復歸に關する件	六七
六八	政職員追放令改正	六八
六九	片山内閣々員任命	六九
七〇	終遠軍事課復員課となる	七〇
七一	併廢情報局官制の一部を改正	七一
七二	追放令假指定の件	七二
七三	公共職業安定所の名稱位置等	七三
七四	労働省設置	七四
七五	労働基準法の一部施行	七五
七六	労働基準法施行規則	七六
七七	行政監察委員會設置	七七
七八	復員廳の部局に對する措置の件	七八
七九	労働基準法幾部の施行	七九
八〇	失業手當法施行	八〇
八一	最高裁判所裁判官國民審査法	八一
八二	特殊用途機械の改正の件	八二
八三	軍事審判法公布(一)施行)	八三
八四	凍冬手當支給の件	八四
八五	郵便法公布	八五
八六	地方自治法の一部改正(一)施行)	八六
八七	天復員給與法	八七
八八	同施行規則	八八
八九	法務廳設置法公布	八九
九〇	警察法公布	九〇

五三 政令三
 六〇 官報
 六二 官報
 六三 官報
 六四 官報
 六五 官報
 六六 官報
 六七 官報
 六八 官報
 六九 官報
 七〇 官報
 七一 官報
 七二 官報
 七三 官報
 七四 官報
 七五 官報
 七六 官報
 七七 官報
 七八 官報
 七九 官報
 八〇 官報
 八一 官報
 八二 官報
 八三 官報
 八四 官報
 八五 官報
 八六 官報
 八七 官報
 八八 官報
 八九 官報
 九〇 官報

経史 第三三八號

官署一般及公法誌誤

封鎖支拂額の調査について

昭和三十三年四月五日

厚生省徴食局経理部

會計検査院から調査を要求せられたから昭和三十一年三月五日大蔵省令第二四号(国又は都道府縣其他公共団体受払規則)により封鎖支拂を了した金額について昭和三十三年に区分調査の上四月二十日迄(在京官公署待速かに)に通報せられた度

0853